第明治三十二種郵便物認可
△
○　○
1　平成26年7月24日　木曜日　官　報　（号外第164号）（2分冊の1）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分関係

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等
型式適合認定関係

地方公共団体
行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年７月24日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年２月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社時岡組　時岡　健介　福井県大飯郡おおい町本郷117―21―１　国土交通大臣許可（特―23）第301号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年２月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年７月24日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年２月20日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ライベック　破産管財人　橋本　　豊　大阪府東大阪市荒本新町２―36　国土交通大臣許可（般―21）第21127号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年２月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年７月24日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年２月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大阪砕石工業所　石田　光人　大阪府大阪市中央区久太郎町２―５―28　国土交通大臣許可（般特―22）第3861号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年２月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年７月24日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年３月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社遊　村上　功　兵庫県神戸市東灘区森北町１―７―１　国土交通大臣許可（般―22）第21570号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年３月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年７月24日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年３月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ダイムワカイ　若井　孝三　京都府京都市下京区中堂寺前田町34　国土交通大臣許可（般―22）第10799号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年３月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年７月24日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年３月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社井上冷熱　井上　大輔　大阪府大阪市西区江戸堀１―９―６　国土交通大臣許可（般特―22）第953号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年３月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。